

日本福祉介護情報学会 2009 年度総会 次第

《議案》

1 報告事項

- (1) 会員加入状況（2009 年 12 月 12 日現在）
個人会員 121 名 学生会員 14 名 法人会員 1 法人（登録 2 名）
- (2) 第 4 期役員選挙の結果と理事の役割分担について（資料①）
- (3) 名誉会員の推薦について（資料②）
- (4) 専門部会設置規程の制定について（資料③）
- (5) 研究紀要『福祉情報研究第 5 号』『福祉情報研究第 6 号』『福祉情報研究第 7 号』について
- (6) 福祉情報研究会『福祉・介護の情報学』の発行について
- (7) サーバーの移行について
- (8) ニュースレターのメールマガジン化について
- (9) ホームページ委員会の設置について

2 審議事項

- (1) 2008 年度事業報告・決算（資料④）
- (2) 2009 年度事業計画・予算（資料⑤）
- (3) 会則の変更について（資料⑥）

3 その他

- (1) 2010 年度研究大会の開催について
- (2) その他

《日時》 2009 年 12 月 13 日（日）13：20～13：45

《会場》 立教大学池袋キャンパス 4 号館 4 3 4 2 教室

《資料》 ①第 4 期役員選挙の結果と理事の役割分担について
②名誉会員の推薦について
③専門部会設置規程
④2008 年度事業報告・決算
⑤2009 年度事業計画・予算
⑥会則の変更について

資料① 第4期役員選挙の結果と理事の役割分担について

1 第3期の執行部体制の任期満了に伴い行なわれた選挙の結果

(1) 投票数、投票率

選挙権保有者 119名

投票総数 39名（内、白票1票）

投票率 32.8%

(2) 選出された理事・監事（50音順）

《理事》（被選挙理事ならびに代表理事の推薦による理事）

飯村史恵（東日本国際大学）、生田正幸（関西学院大学）、小川晃子（岩手県立大学）、須永誠（東京都社会福祉協議会）、高橋紘士（立教大学）、林恭裕（北翔大学）、古田清美（全国社会福祉協議会）、前田みゆき（日立製作所）、村井祐一（田園調布学園大学）、森本佳樹（立教大学）、柳澤公彦（厚生労働省）

《監事》

石川治江（ケア・センターやわらぎ）、内田斉（アライド・ブレインズ）

2 理事の役割分担

代表理事：高橋紘士

副代表理事：生田正幸、森本佳樹

総務：森本佳樹（総括 事務局長兼務）

庶務：須永誠、森本佳樹

会計・経理：須永誠、飯村史恵

名簿管理：村井祐一、須永誠

企画：生田正幸、森本佳樹

研究大会：林恭裕、生田正幸、森本佳樹

学習会：前田みゆき、森本佳樹

学会紀要：林恭裕、生田正幸、古田清美、飯村史恵

広報：生田（総括）

ホームページ：村井祐一、生田正幸、柳澤公彦

ニュースレター：小川晃子、須永誠

渉外：前田みゆき、古田清美、柳澤公彦

各種委員会

学会紀要『福祉情報研究』編集委員会委員長：生田正幸

ホームページ運営委員会委員長：村井祐一

ニュースレター編集委員会委員長：小川晃子

学習会企画委員会委員長：前田みゆき

資料② 名誉会員の推薦について

日本福祉介護情報学会会則第5条5)に基づき、以下の会員を名誉会員に推薦したい。

岡本 民夫会員

(推薦理由) 本学会設立呼びかけ人であり、第1期～第3期を通じて監事を務めた。

(参考)

第5条 (会員の種別)

この学会の会員は次のとおりとする。

1) 正会員

この学会の目的に賛同し、この学会の対象とする領域又はそれと関連ある領域において専門の学識、技術又は経験を有する個人。

2) 学生会員

この学会の目的に賛同し、この学会の対象とする領域に学術的に関心がある個人で在学中の者。

3) 法人会員

この学会の目的に賛同し、この学会の対象とする領域又はそれと関連ある領域において活動する法人で、学会の目的を遂行するために積極的に事業を後援することを表明したもの。但し、法人会員においては正副各1名の代表者を登録するものとする。

4) 賛助会員

この学会の目的に賛同し、事業を後援する法人又は団体。なお、ここでいう団体とは、この学会の対象とする領域又はそれと関連ある領域において、継続的な活動を行うことを目的として作られた一定人数以上の集団をさす。

5) 名誉会員

この学会の対象とする領域において特別の功績があり、理事会の議決を経て推薦された者。

資料③ 専門部会設置規程の制定について

1 主 旨

2009 年度事業執行にあたり、本学会ホームページを運営するために「ホームページ委員会」を設置することとした。

これに伴い、その設立・運営に関わる諸事項を、本学会会則第 19 条に定める専門部会活動として根拠づけ運用するために必要な規程の整備をはかる。

(参 考)

日本福祉介護情報学会会則

第 19 条（地方部会、専門部会等）

「この会の事業を円滑に推進するために、地方部会、専門部会等をおくことができる。」

第 31 条（施行細則）

この会則の施行についての細則は、理事会の議決をへて別に定める。

2 日本福祉介護情報学会専門部会設置規程

第 1 条（目的） 本規程は、定款第 19 条に定める、専門部会の設置、運営に関わる事項を定めることを目的とする。

第 2 条（設置） 専門部会の設置は、次の 2 つの方法による。

1. 理事会の発議によるもの。
2. 2 名以上の会員の発議をうけ、理事会の承認したもの。

第 3 条（名称） 専門部会はその内容に関する名称に続いて「部会」あるいは「委員会」を付記して呼称する。

第 4 条（構成） 専門部会は次の者をもって構成することができる。

1. 本学会の会員。
2. 専門部会に所属する本学会会員数を超えない数の会員以外の者。

第 5 条（期間） 専門部会の設置期間は、その専門部会の設置を承認した理事会の任期を越えない期間とする。

第 6 条（活動費用） 専門部会の運営に関わって必要な経費のうち本学会の負担経費は、予算の範囲内で理事会が定める。

第 7 条（活動報告） 専門部会の活動結果は、毎年度末に理事会に報告しなければならない。

第 8 条（規程の運用） この規程に定めのない事項については、理事会が決定する。

（付則）

この規則は、平成 21 年 9 月 6 日より施行する。

資料⑥ 会則の変更について

日本福祉介護情報学会会則に、学生会員の選挙権並びに監事の選出についての規定が定められていなかったため、新たに追加することとしたい。

(現行)

第15条（役員を選出）

役員を選出は、次のとおりとする。

- 1) 顧問は、代表理事の推挙により理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 2) 理事は、正会員、法人会員の代表者の中から、正会員、法人会員の代表者の互選により選出する。但し、若干名の非選出理事を代表理事が推薦し、理事会で決定することができる。
- 3) 代表理事は、理事の中から理事会が決定する。
- 4) 副代表理事は、理事の中から代表理事が指名し、理事会の承認により決定する。

(改正案)

第15条（役員を選出）

役員を選出は、次のとおりとする。

- 1) 顧問は、代表理事の推挙により理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 2) 理事は、正会員、法人会員の代表者の中から、正会員、法人会員の代表者の互選により選出する。但し、若干名の非選出理事を代表理事が推薦し、理事会で決定することができる。
- 3) 代表理事は、理事の中から理事会が決定する。
- 4) 副代表理事は、理事の中から代表理事が指名し、理事会の承認により決定する。
- 5) 監事は、正会員、法人会員の代表者の中から、正会員、法人会員の代表者の互選により選出する。なお、理事・監事の双方に選出された場合には、理事の選出を優先する。